

中型さけ・ます流し網漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部漁業調整課指定漁業第3班までご連絡下さい。

電話番号:03-3502-8479(直通)

FAX番号:03-3501-1019

(平成24年1月1日現在)

※操業区域は下部参照。

許可番号	船名	総トン数	操業区域
北流第2002号	第78住吉丸	89	※
北流第2008号	第三十六寿々丸	132	※
山流第2302号	第三十八正徳丸	136	※

※ 北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

一 北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域

二 北海道礼文郡礼文町カラナイ岬突端、北緯四十三度四十三分三十二秒の線と同道小樽市高島岬突端正北の線との交点、同道積丹郡積丹町神威岬突端正北の線と同道寿都郡寿都町弁慶岬突端正北の線との交点、同突端正北の線と北緯四十三度九秒の線との交点、同道久遠、島牧両郡界せたな町茂津多岬突端正西の線と同道奥尻郡奥尻町稲穂岬突端正北の線との交点、同突端正北七海里の点、北緯四十二度二十二分九秒東経百三十九度四分四十七秒の点、北緯四十一度五十七分九秒東経百三十九度四分四十八秒の点、同町青苗岬突端と同道松前郡松前町小島東端とを結ぶ線上青苗岬突端から七海里の点、小島東端、同町松前灯台中心点と青森県西津軽郡深浦町鱸作埼灯台中心点正西二十海里の点とを結ぶ線と小島東端と同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線との交点、鱸作埼灯台中心点正西二十海里の点、秋田県男鹿市入道埼灯台中心点正西二十海里の点、山形県酒田市飛島灯台中心点北西五海里の点、新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台中心点北西十海里の点、同県佐渡市弾埼灯台中心点正北十五海里の点、同市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点及び同県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点を順次に結ぶ線以東の海域

三 新潟県上越市鳥ヶ首岬灯台中心点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点、石川県珠洲市禄剛埼突端正北三十海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里の点及び同県加賀市加佐岬突端正北三十海里の点を順次に結ぶ線以南の海域

四 北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

五 北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

六 新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域

七 石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域

※操業区域については、漁業法第63条第1項で準用する同法第34条第1項に基づく制限又は条件があります。